

釧路市 公共施設等見直し指針

公有資産マネジメントの推進に関する基本的考え方

平成24年3月

目次

I	はじめに	1
II	課題と目的	1
III	基本的な4つの視点	3
	1 公共施設の効果的運用	3
	2 公共施設等の利活用	4
	3 管理運営経費の効率化	4
	4 公共施設の長寿命化	4
IV	4つの視点に基づく公共施設等見直しの推進方法	5
	1 公有資産マネジメントの対象	6
	2 公有資産マネジメントを推進するための財産区分と 財産区分ごとの方向性	6
	(1) 行政サービス財産	6
	(2) 行政サービス財産以外の財産	10
V	公有資産マネジメントの主な手法と観点	11
	1 「行政サービス財産」における主な手法と観点	11
	(1) 施設評価・PDCAサイクルによる見直し	12
	(2) 管理運営方法の適正化の観点による見直し	14
	(3) 民間活力の導入の観点による見直し	14
	2 「行政サービス財産以外の財産」における主な手法と観点	15
	(1) 供用予定財産	15
	(2) 貸付財産	15
	(3) 遊休財産	15
VI	実施スケジュール	15

I はじめに

釧路市は、これまでも、住民福祉の増進を基本としつつ、最少の経費で最大の効果をあげるべく、事務事業の見直しや総人件費の抑制をはじめとする行財政改革に取り組んできました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、釧路市の財政状況は、行政に対するニーズの多様化・高度化、少子高齢化による人口減少時代の到来、地域経済の低迷などにより、年々、厳しさを増しています。

このため、釧路市財政の経常的な収支不足を解消するとともに、釧路市土地開発公社および株式会社釧路振興公社の抱える多額の負債を整理し、将来的な市の財政に与える大きな不安を取り除くことを目的として、平成22年12月、「釧路市財政健全化推進プラン」を策定し、多角的な視点から財政の健全化対策に取り組んでいます。

「釧路市財政健全化推進プラン」では推進方策の一つとして「公共施設の見直し」が位置づけられており、累積収支不足解消のための財政健全化対策としてその取組が重要な役割を担うものです。

「公共施設の見直し」を具体的に推進するにあたり、釧路市の将来にわたる公共施設をはじめとする公有財産全体のあるべき姿の方向性を示す基本的な考え方として、「釧路市公共施設等見直し指針」を定めるものです。

II 課題と目的

昨今、全国の地方自治体では、公共施設のあり方をいかに見直すかが大きな課題となっており、その主な理由として、公共施設の更新期の到来、少子高齢化と人口減少、逼迫する地方財政が挙げられています。

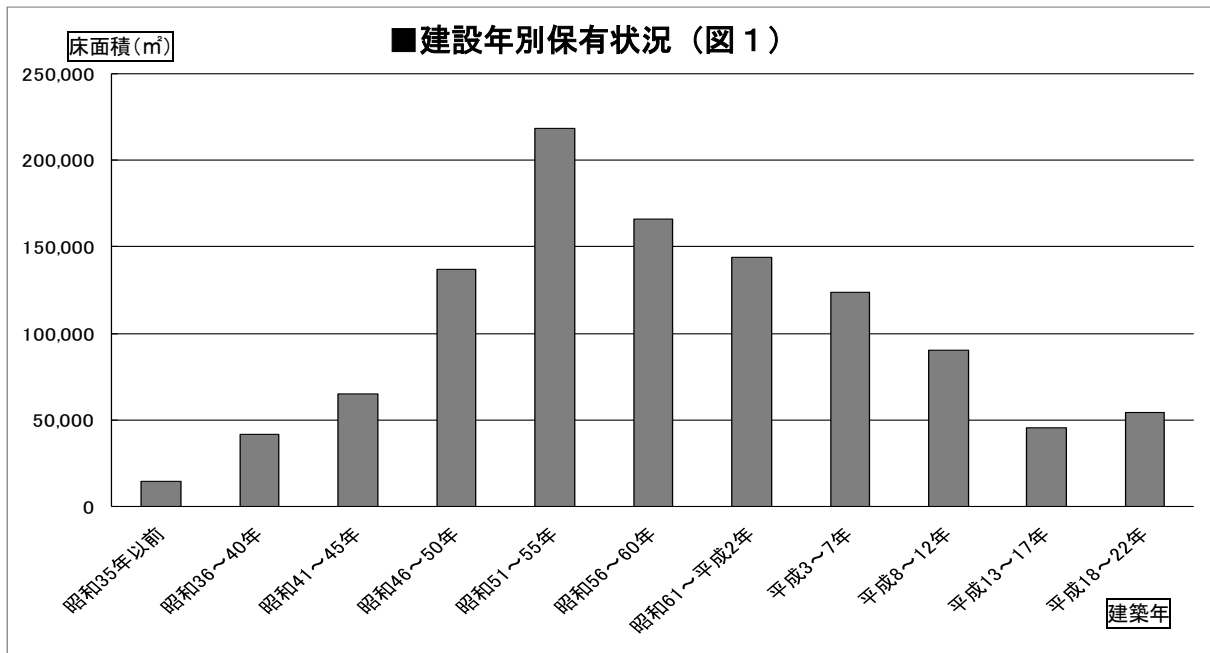
具体的には、我が国の人口急増期において集中的かつ大量に整備された公共施設は、老朽化が進行しており、今後一斉に更新しようとするれば膨大な更新費用が予測されます。また、少子高齢化と人口減少の進行から、行政サービスに対する住民ニーズの質と量が変化し、公共施設の用途と総量の見直しが必要となるほか、市税をはじめとする歳入の減少を招き、その結果として公共施設の維持改修費の予算総体に占める割合が増加の一途を辿ることとなり、これまでと同様の行政サービスを提供し続けることが不可能になると考察されています。

釧路市においても、公共施設（建物）の整備は、人口と経済の拡大に伴い昭和40年代後半から加速を始め、昭和50年代後半にピークを迎えており（図1）、それ以前に整備されたものを含め老朽化が進んでいることから、近い将来に大規模改修や建て替えといった更新時期を迎える公共施設の増加は確実であり、更新経費が市の財政にとって重い負担となることが大きく懸念される状況にあります。

また、釧路市の人口動態から見ても、今後、一層の少子高齢化の進行と人口減少が推計（図2）されており、人口の低密度化による公共施設を含めた都市機能の非効率化が進むとともに、税収等は減少し、公共施設の維持管理にかかる人口一人当たりの

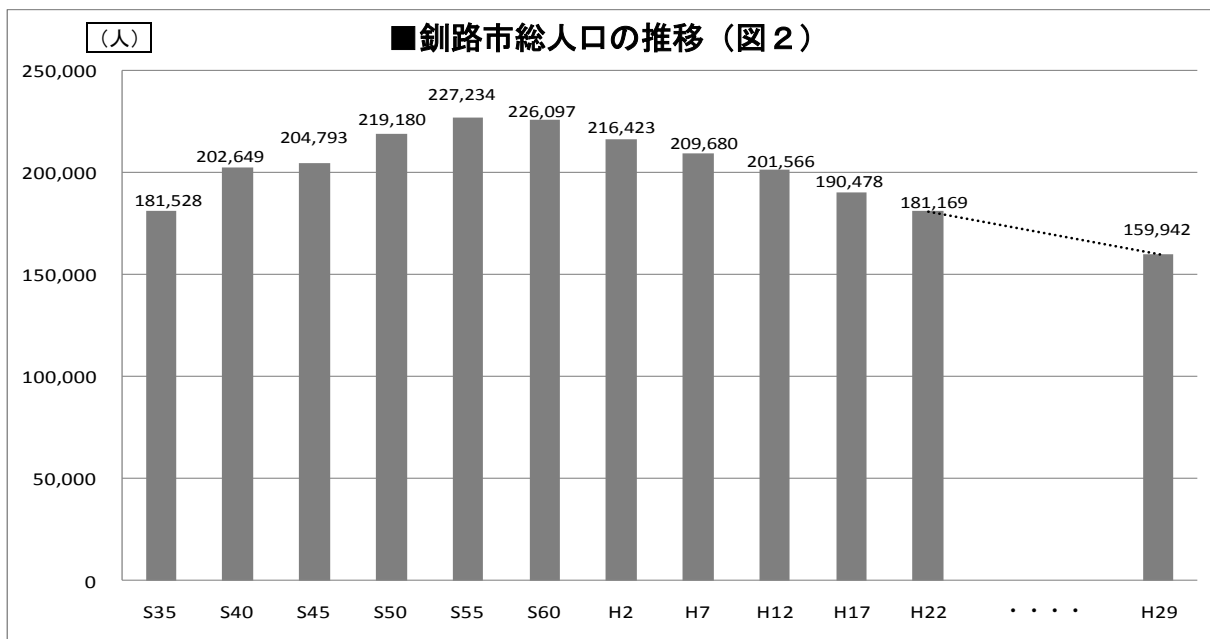
コスト増大は避けられないものと予測され、将来にわたり現在の規模の公共施設を維持し続けることは、非常に困難な状況にあると言えます。

このような状況を踏まえ、釧路市では、個々の公共施設の設置目的と果たす役割を十分に尊重することを前提としながらも、人口構成の推移に伴う市民ニーズの変化への対応、公共施設の維持管理コストの縮減、公共施設更新費用の負担軽減を目的として、「公共施設」を含む「公有財産」（以下「公共施設等」という。）の見直しに着手するものです。



※ 平成22年度における建物総合損害共済委託物件(火災保険)のデータを活用し作成したものであり、借上げ物件は含まない。

※ 企業会計に属する公共施設は除く。



※ S35～H22は国勢調査、H29は釧路市推計値である。

※ H17以前は、合併前の釧路市、阿寒町および音別町の合算値である。

Ⅲ 基本的な4つの視点

公共施設等を取りまく諸課題の解決を図るためには、「公共施設を維持する」「公有財産を保有する」といった従来の現場管理的な意識から脱却し、総合的、長期的な観点から経費と市民サービスの最適化を図りながら、「戦略的かつ適正な公有財産の管理と活用」を基本とする資産経営的な意識への転換が必要であると考え、次の4つの基本的な視点により、公共施設等の見直しを推進します。

【公共施設等見直しの基本的な4つの視点】

1 公共施設の効果的運用

2 公共施設等の利活用

3 管理運営経費の効率化

4 公共施設の長寿命化

1 公共施設の効果的運用

- ・ 人口減少と人口構成の推移が、行政サービスに対する市民ニーズの質と量に変化をもたらしている現状から、的確な人口動態予測と客観的な検証に基づき、既存公共施設の市民ニーズに対する適合性を総点検し、必要に応じ、統廃合などの見直し、廃止を含む公共施設の集約化と縮減を図ります。
- ・ 機能の重複等により、利用頻度が低下している公共施設については、市が果たすべき役割の範囲、他の公共施設による代替性の有無等を十分勘案し、機能の見直しや公共施設自体のあり方を検討します。
- ・ 新規公共施設の整備にあたっては、他の公共施設による代替性の有無、設置による効果等、必要性や設置内容を十分に検証するものとし、計画、設計、建設、維持管理に至る全ての過程において、組織横断的な庁内体制のもと総合的な観点により検討します。また、多目的、多用途による複合化を基本とし、管理運営経費の総体を増加させない範囲で検討します。
- ・ 民間活力の導入を推進し、民間主体の事業推進の可能性を探ります。また、新規公共施設の整備や既存公共施設の大規模改修にあたっては、民間の資金や施設の活用も視野に入れた実施を検討します。

2 公共施設等の利活用

- ・ 新規公共施設については、既存の建物や土地の活用を原則とします。
- ・ 既存公共施設については、用途転用、他公共施設との複合化、民間等への貸付、売却などの方向性を検討します。また、本来の目的用途を妨げない範囲において余剰スペースの有効活用に取り組みます。
- ・ 公共施設等を利用した広告事業の実施やネーミングライツ導入の調査、研究を進め、公共施設等の活用による収益の確保に努めます。
- ・ 遊休財産の貸付や処分、貸付財産の処分の推進などに取り組むこととし、これら財産の活用による収益の確保に努めます。

3 管理運営経費の効率化

- ・ 公共施設の規模や形態を考慮し、最も適した管理運営方法を導入します。
- ・ 類似施設に係る指定管理の一元化や業務委託の一括発注などにより、契約単位を可能な限り拡大し、管理運営経費の効率化を推進します。
- ・ 公共施設の使用料と管理運営経費の現状を分析し、適正な受益者負担のあり方と管理運営方法のバランスを検討します。
- ・ 目的や用途に応じ、特定の利用者や特定の地域で管理運営することが相応しい公共施設については、市民や地域団体等が管理運営に参画する方法とその可能性を検討します。

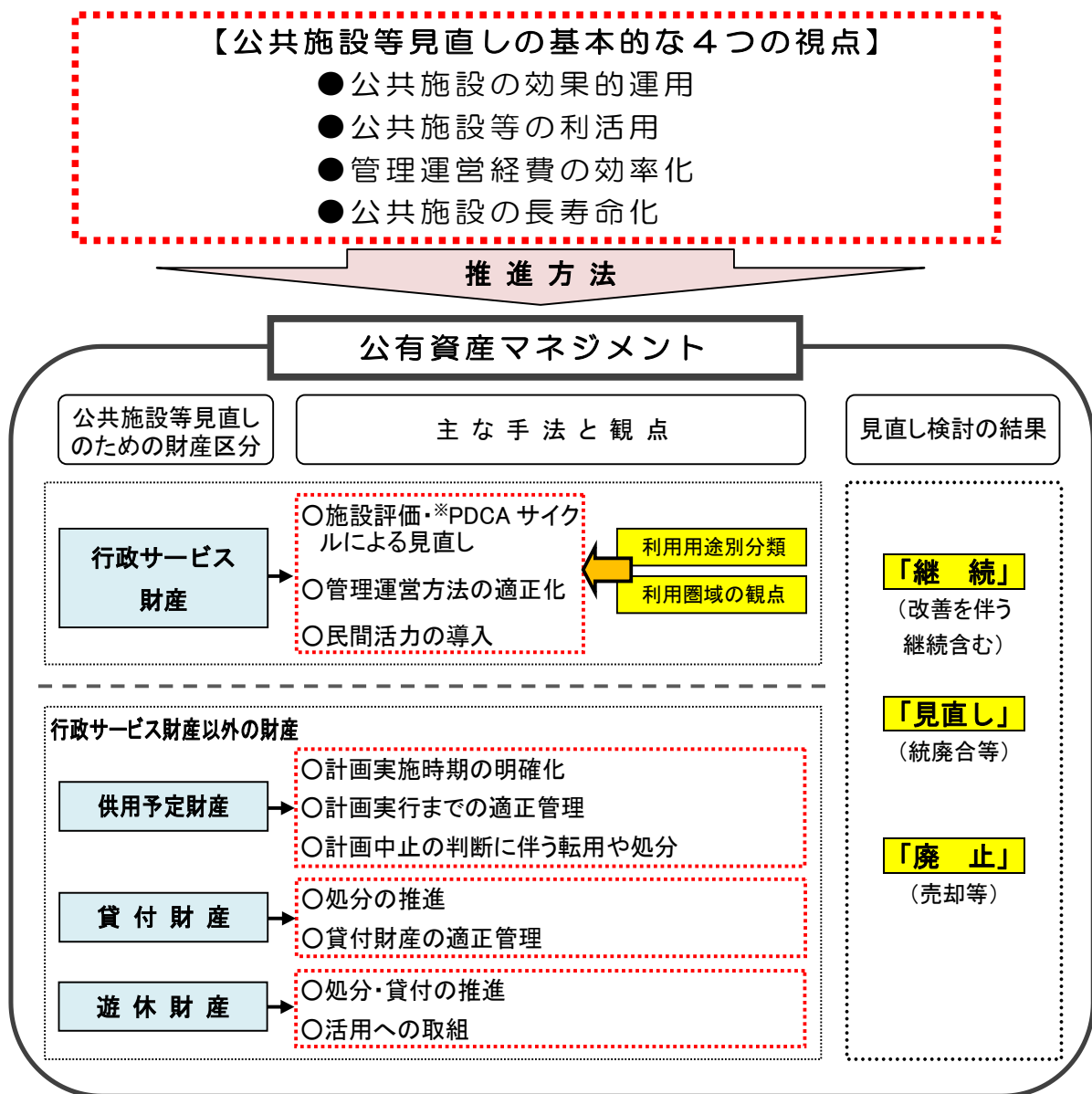
4 公共施設の長寿命化

- ・ 今後も継続して活用する公共施設については、将来の維持管理費用の試算に基づき、補修、改修、または改築等を計画的に実施することにより長寿命化策を講じ、利用する市民にとって安全で快適なサービスを安定的に提供します。
- ・ 公共施設の補修、改修、改築等は、釧路市財政健全化推進プランの財政収支試算との整合性を図りながら進めるとともに、対策時期の集中化によって発生する過度な財政負担を軽減するため、計画的な実施により平準化を図ります。

Ⅳ 4つの視点に基づく公共施設等見直しの推進方法

資産経営的な観点による公共施設等の見直し、すなわち「公有資産マネジメント」を推進するにあたっては、「4つの視点」を基本とし、市が保有している多数の公共施設等を、目的、性質、現況などの違いによって区分するとともに、区分した財産の性格に応じた有効なマネジメント手法を確立します。

◆推進方法の全体イメージ



※PDCAサイクル：業務改善を推進するためのマネジメント手法の一つ。PDCAとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の単語の頭文字を表し、これらの4段階の作業工程を繰り返し実施することにより事業活動の適正化・効率化などを図ろうとするもの。

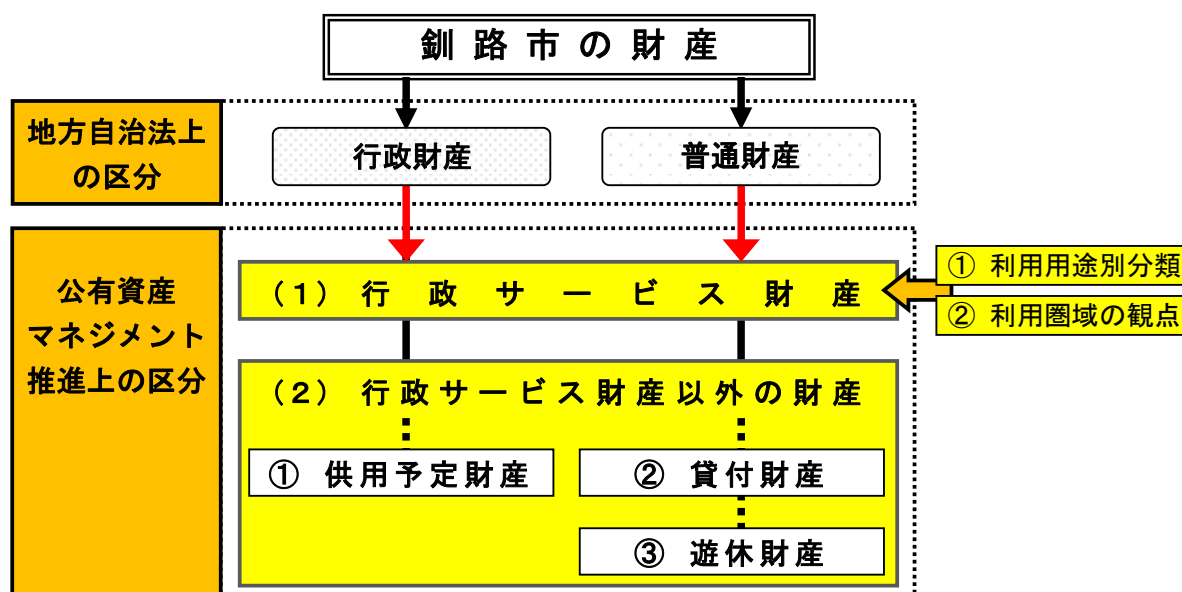
1 公有資産マネジメントの対象

- ・ 市が所有または借上げしている土地と建物を対象とします。
- ・ 道路などの社会基盤施設については、都市機能という観点から、今後の方向性を検討するものとし、本指針においては対象外とします。
- ・ 企業会計が所有する土地と建物については対象外としますが、企業会計の財政健全化の観点から本指針に準じた取り組みを行います。

2 公有資産マネジメントを推進するための財産区分と財産区分ごとの方向性

- ・ 地方公共団体の財産は、地方自治法により、行政上の用途・目的に供される「行政財産」とそれ以外の「普通財産」に区分され、本市においても、この区分を基本に財産管理を行っています。今後は、資産経営的な観点から公有資産マネジメントを推進するため、目的、性質、現況などといった財産の性格に応じた新たな区分の概念が必要となることから、「行政サービス財産」と「行政サービス財産以外の財産」に区分することとします。

◆財産区分



(1) 行政サービス財産

行政サービス財産は、文化・スポーツ施設、福祉施設、集会施設のほか、市の庁舎に至るまで、市民に行政サービスを提供するほぼ全ての公共施設に職員住宅を加えた財産の区分です。さらに、「利用用途別分類」と「利用圏域」という概念を持ち、それぞれに方向性を示すことにより、公共施設見直しの検討基準を明確化します。

① 利用用途別分類の考え方

利用用途別分類は、利用の実態を基本に、その機能性から類似する公共施設を大きく15種類の用途別に分類したもの（15種類の各分類に属する公共施設の例は、別表のとおり）です。

これにより、公共施設における利用用途ごとの今後の概括的な方向性を以下のとおり整理し、公共施設見直しにあたっての観点の一つとして用いるものです。なお、利用用途別分類は、後述の「施設評価」においても活用します。

ア 庁舎等施設

庁舎等施設は、市役所本庁舎や各行政センター、支所など、市の職員が事務を執り行うとともに、市民にサービスを提供する場となる公共施設です。

市民の利便性向上の観点から、効果的な施設整備に取り組みます。また、将来にわたり安定的に市民サービスを提供し続けるため、公共施設の長寿命化に取り組みます。

イ 集会施設

集会施設は、個人や団体が、市民活動、レクリエーション、文化・生涯学習活動など様々な目的に応じて利用する公共施設です。

市民ニーズの把握により利便性の向上に努め、効率的な運営と利用率の向上を目指します。

一方、利用状況や類似施設での代替性などを見定めることにより配置の適正化に取り組むほか、公共施設の目的や用途に応じた管理運営方法の適正化や民間活力の導入を検討します。

ウ 図書館・博物館等展示施設

図書館・博物館等展示施設は、芸術、歴史、文学、科学などの展示・公開、また、これらの展示物を通じた参加型の学習・体験などを行う、文化等振興の核となる公共施設です。

一概に集客のみを重要視することはできませんが、魅力的な展示物の創出やイベントの開催などにより、利用者の増加を図ることが求められています。

一方、利用状況や類似施設の設置状況などにより、施設規模の適正化や機能の集約化を検討するとともに、より効率的な管理運営方法の導入を推進します。

エ スポーツ施設

スポーツ施設は、幅広い年齢層の市民が、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動を行う公共施設です。総合体育館といった大規模なものから、学校開放事業により使用される学校の体育館まで、市内にはスポーツ活動が可能な施設が多数設置されています。また、軽スポーツ活動が可能な複合施設も複数設置されています。

長寿命化の取組により安全性や利便性の向上を図る一方、利用状況や同一機能を有する公共施設の配置状況などを考慮し、配置の適正化に取り組みます。また、施設の目的や用途に応じた管理運営方法の適正化や民間活力の導入を検討します。

オ 児童福祉関連施設

児童福祉関連施設は、保育所、児童館、放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立支援、子育てのしやすい環境づくり、児童健全育成などのための公共

施設です。

利用状況に応じた配置の適正化のほか、サービスの向上と市民ニーズの変化に対応した施設整備や他の既存施設の有効活用に取り組みます。また、施設の目的や用途に応じた管理運営方法の適正化や民間活力の導入を検討します。

カ 医療保健福祉施設

医療保健福祉施設は、社会福祉、障がい者福祉、介護、医療などに関わる公共施設です。

民間事業者との適切な役割分担を図っていくこととしますが、民間では対応が困難で、かつ、市の公共施設として必要性が高いと判断される施設は、長寿命化の取組とともに、他の既存施設の転用など、効率的な手法も視野に入れながら整備を図ります。

キ 産業振興施設

産業振興施設は、農業、林業、水産業、鉱工業など、産業振興のための研究や生産などに関わる公共施設です。

産業振興という本来の設置目的と、現在の市民ニーズに対応した施設機能の発揮という観点などから再点検し、配置の適正化と効率的な管理運営に取り組みます。

ク 保養観光施設

保養観光施設は、フィッシャーマンズワープMOO、阿寒湖まりむ館、宿泊施設、キャンプ場などの観光やレクリエーションに関わる公共施設です。

各地域の特徴を活かした魅力づくりを進め、一層の利用促進と観光拠点の活性化が求められています。

利用状況の見定めによる配置の適正化のほか、効率的な管理運営や民間活力の導入を検討します。

ケ 市営住宅等施設

市営住宅等施設は、住宅に困窮している市民等のために市が供給する住宅です。

既存の市営住宅等の長寿命化を進めるほか、人口減少などの現状を踏まえ、市民ニーズに応じた供給量の適正化に取り組みます。また、効率的な管理運営や民間活力の導入を検討します。

コ 消防施設

消防施設は、消防本部、消防署、消防分団などです。

地域における効果的な消防体制の構築に適した施設の移転や統廃合のほか、既存施設の長寿命化に取り組みます。

サ 学校教育施設

学校教育施設は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校などです。

安全性を確保するための耐震化や長寿命化を図るための施設整備に取り組むとともに、余裕教室を有効活用した他機能との併用をはじめとする施設全体の

最適化を検討します。なお、耐震化および施設整備の推進にあたっては、民間活力導入の可能性も検討します。

シ 公園施設

公園施設は、都市公園やふれあい公園など、緑の環境確保、景観の向上、市民のいこいの場としての役割を果たしている公共施設です。

市民ニーズに対応した公園施設の整備や改修により長寿命化に取り組みます。老朽化や機能の低下が著しい公園施設、利用頻度の低い公園施設については、必要性を再検討し、見直しの検討を行います。

ス 閉校・廃止等施設

閉校・廃止等施設は、学校の統廃合により閉校となった空き校舎や、廃止・休止された施設です。

地域の中核として建設されている施設も多く、他施設への転用や売却など資産の有効活用を図ります。

セ 職員住宅等施設

職員住宅等施設は、市役所職員や消防職員、教職員などが入居する住宅です。

通勤の便が悪く、民間住宅が著しく少ない地域などにおける職員の利便性を確保することで、行政サービスの低下を防止するために必要と考えられる住宅は、引き続き活用し、長寿命化に取り組みます。一方で、著しく入居率が低い施設、民間住宅での代替が容易な施設などは、統廃合や売却など資産の有効活用を図ります。

ソ その他施設

その他施設は、上記のいずれの分類にも属しない公共施設で、リサイクルセンター、ごみ最終処分場、火葬場など、市民の暮らしのために必要な公共施設です。

他の公共施設と同様に、施設本来の目的を十分に果たしているか、利用頻度が極端に下がっていないかなどについて検討を進め、状況に応じて配置の適正化と効率的な管理運営に取り組みます。

② 利用圏域の考え方

利用圏域は、公共施設の設置目的、規模、機能水準などに応じ、生活圈レベルから広域圏レベルまで利用者の範囲が異なることから、圏域ごとの今後の概括的な方向性を以下のとおり整理し、公共施設の将来の方向性を検討するうえでの観点の一つとして用いるものです。

ア 地区施設

地区施設は、基本的に、小中学校の通学区域や町内会のエリアなどに代表される日常生活域を単位とする比較的狭い範囲の市民が利用者の中心となる公共施設です。

市全体のバランス考慮を前提としながら、利用状況や人口動態の推移などの

見定めにより、配置の適正化を図ります。

イ 地域施設

地域施設は、基本的に、「釧路地域」「阿寒地域」「音別地域」を単位とする市民が、それぞれの地域において利用者の中心となる公共施設のほか、釧路地域における「東部・中部・西部」、阿寒地域における「本町・阿寒湖温泉」などの地域を単位とする市民が、それぞれの地域において利用者となる公共施設です。

地域間のバランスを考慮しつつ、各地域における市民ニーズの質と量を見定め、配置や規模の適正化を図ります。

ウ 市域施設

市域施設は、基本的に、釧路市全域の市民が利用者となる公共施設です。

様々な規模や設置目的を持った公共施設が多数存在しており、市民ニーズの変化や人口動態の推移を見定め、公共施設の用途ごとの供給量を検証し、市域全体における配置や規模の適正化を図ります。

エ 広域施設

広域施設は、基本的に、釧路根室圏までの広い範囲の住民や、あらゆる地域からの来訪者が利用者となる公共施設です。

高い機能を有し、大規模な各種大会、会議、イベントなどに利用される市を代表する公共施設であり、長期にわたる活用が必要なことから、計画的な改修による長寿命化を図ります。

(2) 行政サービス財産以外の財産

行政サービス財産以外の財産は、以下の3種類に区分し、それぞれに方向性を示します。

① 供用予定財産

供用予定財産は、道路などの社会基盤整備の事業計画等に基づき保有している財産の区分です。

計画実施時期の明確化や転用の可能性検討などにより、財産の有効活用に取り組みます。

② 貸付財産

貸付財産は、貸付契約などにより活用している財産の区分です。

処分の推進を図るとともに、貸付状況を把握し、財産の有効活用に取り組みます。

③ 遊休財産

遊休財産は、行政サービス財産、供用予定財産または貸付財産のいずれにも該当しない財産の区分で、未利用地や公共事業残地などがその一例です。

処分や貸付を推進し、財産の有効活用に取り組み、遊休財産全体の縮小を図ります。

V 公有資産マネジメントの主な手法と観点

公有資産マネジメントに取り組むにあたっては、財産の性格によって分類した財産区分ごとに、最も有効と考えられる手法や観点により検討を行います。

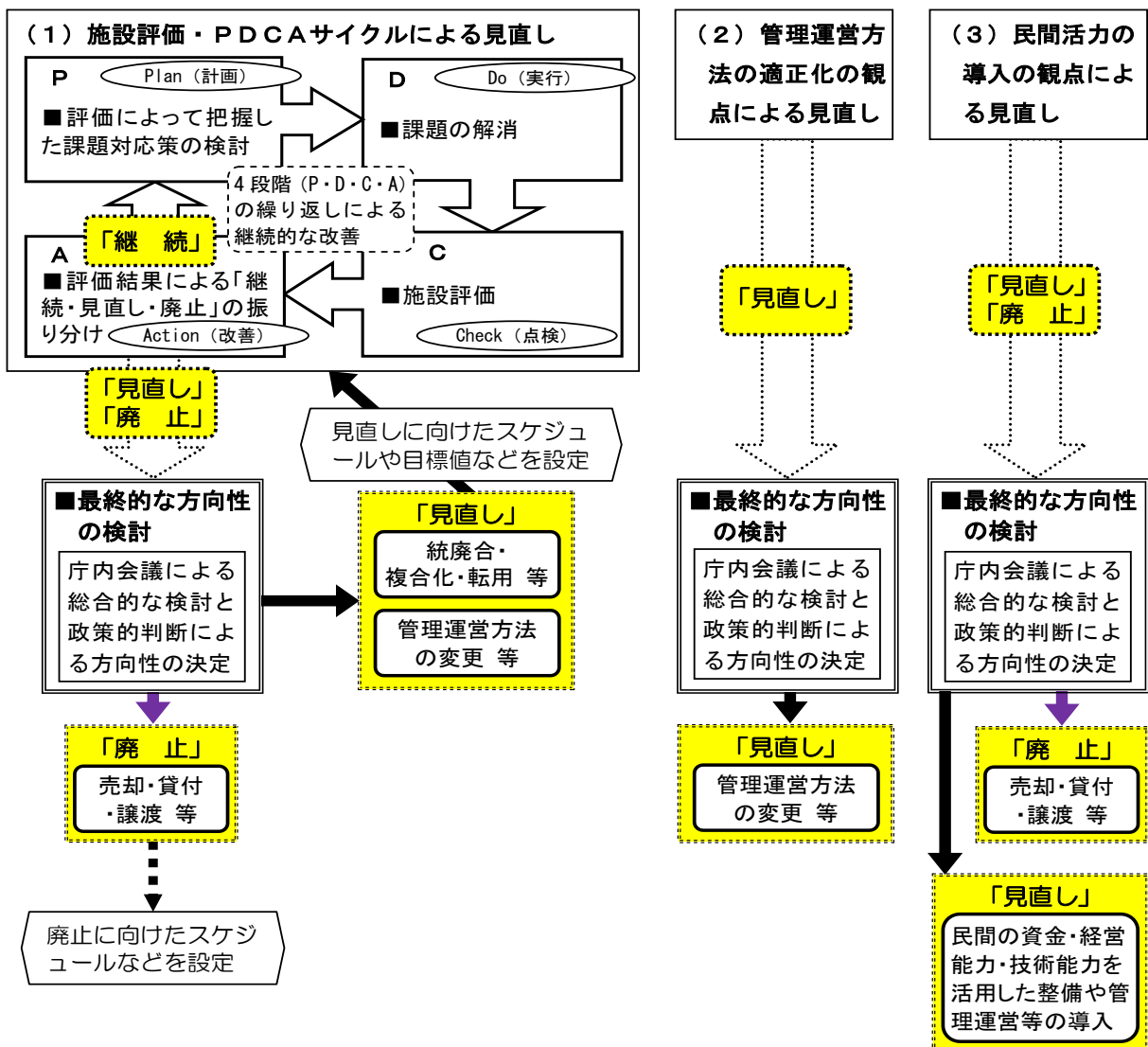
それによって、各公共施設等について「継続」「見直し」「廃止」といった方向性を見出すことにより、市が保有する公共施設等全体の最適な管理と有効な活用を推進します。

1 「行政サービス財産」における主な手法と観点

行政サービス財産は、「基本的な4つの視点」に沿って、総合的な角度からマネジメントを推進します。

そのため、公共施設の評価に基づく客観的指標を参考に、それぞれの公共施設が、今後どうあるべきかを継続的に検証するための手法を確立するほか、管理運営方法が効果的かつ効率的であるかという観点や、民間活力導入の可能性の観点により検討を進めます。

◆行政サービス財産における公有資産マネジメント全体イメージ



(1) 施設評価・PDCAサイクルによる見直し

① 情報管理の一元化

施設評価とPDCAサイクルを継続的に繰り返す公共施設見直しの手法を導入するにあたっては、様々な目的や用途を持った膨大な数の公共施設の現状を的確に把握する必要があります。

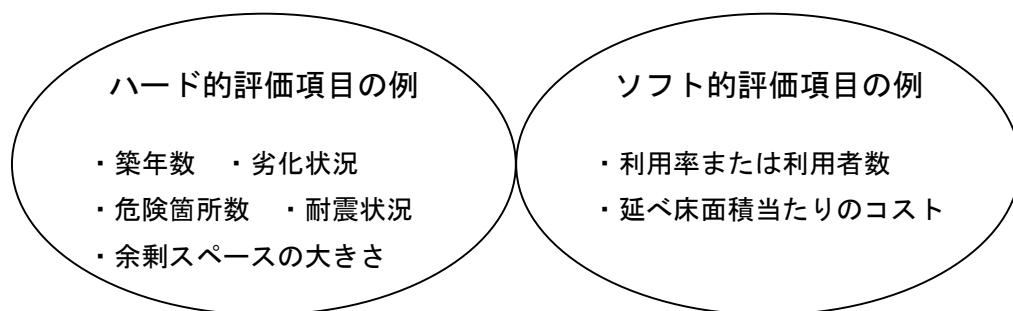
現在、それぞれの公共施設の管理運営を担当する部署が把握している個々の施設データを一元化し、公有資産マネジメントを統括する部署はもとより、市の全ての部署が情報を共有できる環境を整えるとともに、公共施設全体の適正化を判断するうえで必要とされる新たな情報を収集し、内容を充実します。

② 施設評価の実施

ア 評価項目の設定

個々の公共施設の今後の方向性を検討するうえでの客観的な指標を得るため、一元化したデータをもとに、公共施設の評価を行います。

評価にあたっては、公共施設が目的を達成するための機能性や安全性を維持できているかという「品質」面、公共施設が行政サービスを適切かつ効率的に提供しているかという「供給」面、適正な収益と費用で管理運営が行われているかという「財務」面に着目し、各公共施設のこれらの側面を分析するために評価項目（データの項目）を、大きく「ハード的評価項目」と「ソフト的評価項目」に分類します。（下記の図を参照）



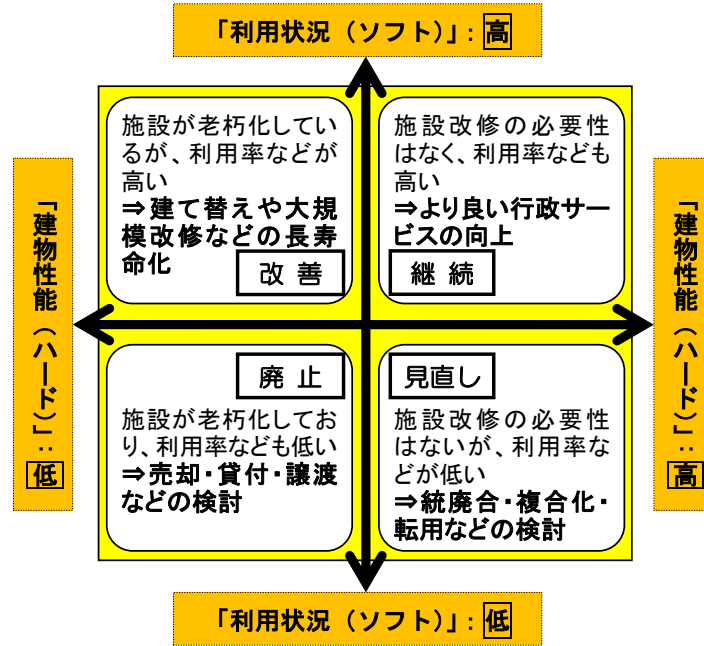
イ 施設の方向性の客観的評価

「ハード的評価項目」について、各公共施設の数値データをもとに、一定の基準により優劣を表す評価値を算出し、すべての公共施設の平均値と比較することにより、現状と課題の把握を行います。

「ソフト的評価項目」について、各公共施設の数値データをもとに、一定の基準により優劣を表す評価値を算出し、同一の「利用用途別分類」（6ページ参照）に属する公共施設の平均値と比較することにより、現状と課題の把握を行います。

次に、「ハード的評価項目」と「ソフト的評価項目」の評価値が、それぞれ平均値に比較してどの水準にあるかという結果（以下「客観的評価水準値」という。）を公表します。また、客観的評価水準値に基づき、施設運営に大きく関係する施設の利用状況、建物性能の2つの軸で、各公共施設を「継続」「見直し」「廃止」へ振り分けし、データ上から見られる施設の方向性を客観的に評価します。

◆評価結果のイメージ



ウ PDCAサイクルによる課題の改善等

施設評価の結果、「継続（改善を伴う継続含む）」と評価された公共施設については、PDCAサイクルによる改善への継続的な取組のほか、計画的な施設改修などによる長寿命化、管理運営の効率化に取り組むことにより、市民が安全で快適に利用できるよう施設機能や行政サービスの向上を目指します。

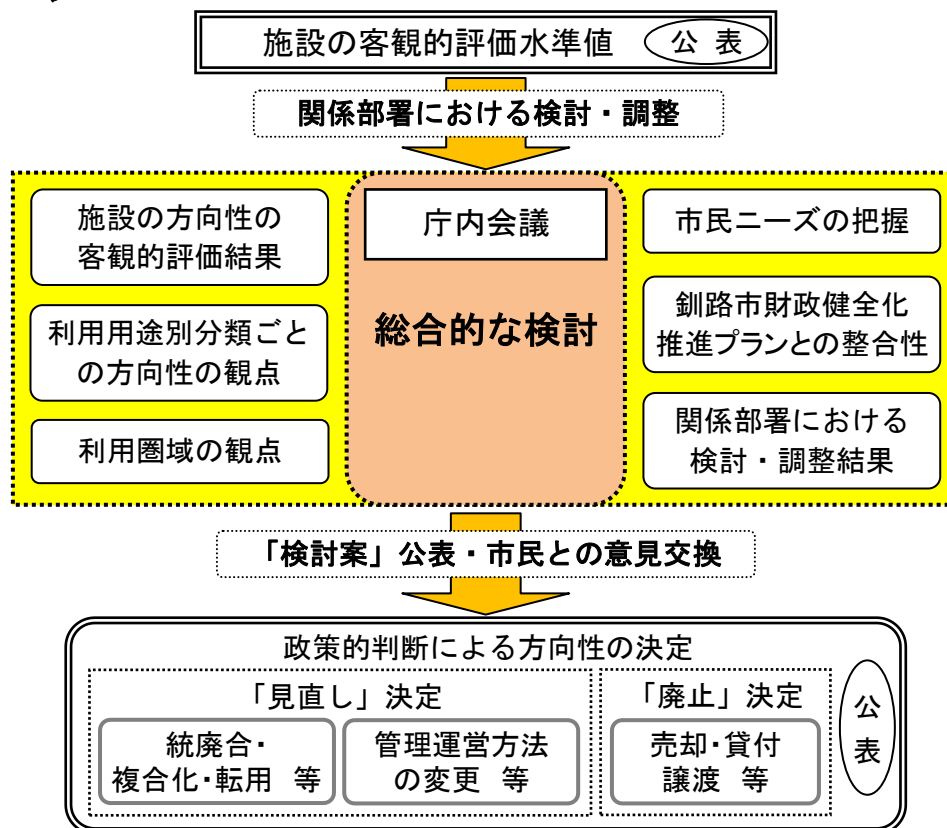
（参考）PDCAサイクルによる公共施設の見直しとは、施設評価を基礎とし、その結果として「継続」に振り分けられた公共施設について、評価の過程で把握した課題の対応策を検討し、課題解消に向けた対策を講じようとするものです。このような一連のサイクルを継続的に繰り返すことにより、保有し続ける公共施設の改善を図ります。（5ページの図の注釈、11ページの図の「（1）施設評価・PDCAサイクルによる見直し」参照）

エ 最終的な方向性の検討

施設評価の結果、「見直し」「廃止」に振り分けられた公共施設については、施設評価の結果を参考に、利用用途別分類ごとの方向性の観点、利用圏域の観点、市民ニーズ、釧路市財政健全化推進プランとの整合性、関係部署における検討・調整（コンパクトなまちづくりや地域防災の観点などによる検討・調整を含む。）結果などを踏まえ、庁内会議による総合的な検討を行い、「検討案」を公表するとともに、市民との意見交換の機会を設定します。さらに、これらの過程を踏まえた最終的な段階において、政策的に方向性を決定し公表します。

その上で最終的に「見直し」「廃止」と決定された公共施設の管理運営を担当する部署にあっては、「見直し」「廃止」に向けたスケジュールや目標値などを設定し、着実な進行管理を行います。

◆検討イメージ



(2) 管理運営方法の適正化の観点による見直し

毎年度の管理実績の分析を基礎に、「基本的な4つの視点」のうち「3 管理運営経費の効率化」（4ページ参照）に掲げたそれぞれの観点に沿った点検を行い、現在の管理運営方法にとらわれることなく、市民サービスの向上や管理運営コストの縮減に向けた検討を行い、最終的には、庁内会議による総合的な検討により政策的に方向性を決定していきます。

(3) 民間活力の導入の観点による見直し

「基本的な4つの視点」のうち、「1 公共施設の効果的運用」（3ページ参照）に掲げた民間活力導入の推進の観点に沿って、民間主体の事業推進の可能性や、PFI方式など、民間資金活用の有効性などについて検討し、最終的には、庁内会議による総合的な検討により、政策的に方向性を決定していきます。

2 「行政サービス財産以外の財産」における主な手法と観点

行政サービス財産以外の財産は、「基本的な4つの視点」のうち、「2 公共施設等の利活用」（4ページ参照）に掲げた観点を基本とし、財産の有効活用による収益の確保に努めます。

(1) 供用予定財産

道路、公園、市営住宅予定地など、今後の供用予定を前提に管理している供用予定財産については、実施時期を明確化するものとし、実施までの期間については適正に管理を行い、実施の見込みが立たないと判断したものについては、「行政サービス財産」に位置付けるなど転用の可能性を探り、または「貸付財産」「遊休財産」に位置付け、貸付や処分の対象とします。

(2) 貸付財産

貸付の相手方に購入の意向を確認するなど、売却や交換の可能性を検討します。また、貸付契約の使用目的に沿った適正な使用がされていないものは、返還も視野に入れた財産管理に取り組みます。

(3) 遊休財産

売却や交換、または貸付により、財産の有効活用に取り組み、遊休財産の縮小に努めます。

VI 実施スケジュール

平成24年度以降、施設評価・PDCAサイクルによる見直しや、施設運営管理方法の適正化の観点、民間活力の導入の観点による見直しにより、公有資産マネジメントに取り組みます。

